

## 平成 28 年第 5 回名取市教育委員会定例会会議録

### 1 会議の年月日

平成 28 年 5 月 31 日（火）

### 2 会議の場所

議会棟第 1 委員会室

### 3 出席委員

武田委員長、相原委員長職務代行委員、佐々木委員、芳賀委員、瀧澤教育長

### 4 欠席委員

なし

### 5 説明のために出席した者

小野寺教育部長、及川理事兼学校教育課長、佐竹教育部次長兼生涯学習課長  
佐藤庶務課長、大友文化・スポーツ課長、佐藤教育部企画員兼庶務課長補佐  
高橋主幹兼庶務係長

### 6 議事日程

日程第 1 前回会議録の承認

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第 4 専決事務報告

(1)名取市私立幼稚園特別支援教育教育費補助金交付要綱の制定について

(2)名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

(3)名取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第 5 議事

議案第 13 号 和解についてに対する意見について

議案第 14 号 平成 28 年度名取市一般会計補正予算(第 3 号)(教育費)に対する意見について

議案第 15 号 名取市図書館協議会委員の人事について

議案第 16 号 名取市社会教育委員の人事について

議案第 17 号 名取市立幼稚園、小・中学校学校評議員の人事について

議案第 18 号 名取市学校給食運営審議会委員の人事について

議案第 19 号 名取市心身障害児就学指導委員会委員の人事について

### 7 開会時間

午後 3 時 30 分

## 8 会議の概要

### 武田委員長

只今より、平成 28 年第 5 回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは資料に基づき進めてまいりたいと思います。まず始めに日程第 1「前回会議録の承認について」ですが、平成 28 年 4 月 18 日に開催の第 4 回定例会会議録については、先日、各委員の手元に配付済であります。この会議録について各委員よりご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

### 全委員

質疑なし。

### 武田委員長

なければ会議録については承認としたいと思います。

続きまして、日程第 2、本日の会議録署名委員に相原委員と芳賀委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第 3、教育長報告（1）一般事務報告についてご説明をお願いします。

### 瀧澤教育長

それでは資料は 3 ページと 4 ページになります。

私からは 1 点報告をさせていただきます。4 ページ 32 番「第 68 回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会」です。5 月 19 日から 20 日の 2 日間徳島で開催され出席してまいりました。

内容としては文部科学省からの行政説明、それから各部会に分かれての研究発表等が行われました。言葉としてよく話題に上ったのは、1 つは「アクティブラーニング」。指導要領が改訂されるということで新指導要領のひとつのキーワードとして最近よく耳にしますけれども、この「アクティブラーニング」というのがよく話題に上っておりました。

もうひとつは「コミュニティースクール」。文部科学省の方では「コミュニティースクール」をもう少し広げたいという考えを持っているようですが、現時点で名取市では積極的に取り組むという考えはございませんが、「コミュニティースクール」も大分、特に文部科学省の行政説明の中に多く出てまいりました。

もうひとつは「子どもの貧困の問題」です。正確な数字は記憶しておりませんが、10 年位前は 16 人に 1 人が貧困、貧困家庭。今はそれが 6 人に 1 人になったということで、それに関して教育現場で何ができるのかということが議論になりました。他にもいろいろ行政説明、研究発表等で話題になりましたので、今後事務局で運営していくうえで参考にして取り組んでいきたいと思っております。

私からは以上です。後は各課からの報告をさせていただきます。

### 武田委員長

はい。大変ご苦労さまでございました。

では庶務課からお願いいたします。

### 佐藤庶務課長

庶務課から1点ご報告いたします。

行事予定の4ページ44番です。先週の木曜日、26日に平成28年度第1回目の閑上小・中学校再建推進協議会が行われました。推進協議会に報告を行った事項につきましては、本日最後の協議におきまして、ご報告をさせていただきます。

庶務課からは以上でございます。

武田委員長

はい、では協議の、その他で進捗状況についてはいただけるということですね。よろしくお祈いします。

続きまして

学校教育課お祈いいたします。

及川理事兼学校教育課長

学校教育課から2点お話しいたします。

4ページ29番、40番の「事務所長訪問」についてです。宮城県仙台教育事務所から所長をはじめ4名が、市内小中学校と給食センターを訪問し、各学校・給食センターの現状や学校・給食センターの課題等について意見交換を行ないました。市教育委員会では教育長と学校教育課長、指導主事が随行いたしました。

2点目は、4ページ49番の「生徒指導問題対策委員会」についてです。年間4回の開催を予定していますが、今年度1回目の開催でした。異動により21名の委員のうち9名に変更がありました。今回は「いじめ」に関して各関係機関との連携、協議を行ないました。

今月は以上です。

武田委員長

ありがとうございます。生涯学習課お祈いします。

佐竹教育部次長兼生涯学習課長

生涯学習課から2点報告します。

3ページ7番です。「こどもの読書週間・図書館イベント」が4月23日から5月12日まで開催されます。この読書週間中、図書館でイベントを実施いたしました。5月5日に開催いたしました「図書館子ども祭り」には延べ340人が参加し、期間中の読書通帳やお話しクイズには延べ151人の参加がありました。

4ページの37番と38番になります。ゆりが丘地区と相互台地区で体育大会を実施しました。地区によっては雨の影響で若干の時間中断いたしましたが、怪我等もなく無事終了いたしました。

以上です。

武田委員長

ありがとうございます。

文化・スポーツ課お祈いいたします。

大友文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課から2点ご説明いたします。

1点目は3ページ21番の5月12日に開催されました「名取市文化協会総会」についてです。今回会長をしていただいた高泉武悦さんが辞任され、前名取市市議会議員の本郷一浩さんが新たな会長に選任されております。

2点目は4ページ48番の「生き生きスポーツクラブ開講式」についてです。応募による60才以上の市民50名を対象に5月30日から10月11日まで、月2回程度年齢に適した軽運動やニュースポーツ等、合計10回の教室を開催する予定となっております。

文化・スポーツ課からは以上です。

武田委員長

部長からご報告ありませんか。

小野寺教育部長

特にございません。

武田委員長

只今、教育長、各課課長より報告がございました。この報告について各委員、ご質疑等ありませんか。

全委員

特にございません。

武田委員長

ご質問等ありませんので承認としたいと思います。  
続きまして(2)行事予定についてご説明をお願いします。

瀧澤教育長

それでは資料は5ページになります。私からは1点10番、6月9日「6月議会開会」ということで、9日から詳しい日程はまだ決まっておられませんが開会となります。

教育委員会の議案といたしましては、これから皆さまにも協議をしていただく案件「和解について」と「平成28年度名取市一般会計補正予算第3号について」の2箇件となっております。一般質問につきましてはまだ何件になるかわかりませんが、教育委員長の答弁の質問がありました場合には、別途協議をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

私からは以上です。後は各課から報告をさせていただきます。

武田委員長

ありがとうございます。  
それでは庶務課をお願いします。

佐藤庶務課長

庶務課からは特にございません。

武田委員長

それでは学校教育課お願いします。

及川理事兼学校教育課長

1点お話しいたします。

5ページ8番、13番、19番についてです。「市中総体」「市中総体陸上大会」「市中総体水泳大会」が行なわれます。8番の「市中総体」については、2日間にわたって市内各所で開催されます。13番の「市中総体陸上大会」については、昨年より角田市陸上競技場に場所を変えて平日開催となっております。19番の「市中総体水泳大会」については、今年度よりグリーンピア岩沼の森のプールに会場を変えて、岩沼市中体連と合同での開催となります。以上です。

武田委員長

ありがとうございました。それでは生涯学習課からお願いします。

佐竹教育部次長兼生涯学習課長

1点ご説明をいたします。5ページ4番と5ページ19番になります。「平成28年度第1回名取市社会教育委員の会議」を開催します。平成27年度の事業報告、28年度の事業説明をいたして意見を頂戴するというような会議になります。

またその他として、公民館のあり方検討会、これは庁内、生涯学習課内の検討を経て本年度、外部のさまざまな方の意見を聞く機会の場と捉えております。この経緯についての説明をしたいと思います。なお、昨年度の職員の検討の取りまとめ等については、次回か、その次の回の教育委員会定例会に、この社会教育委員の意見を取りまとめわかるように、資料を提出したいと思います。

以上です。

武田委員長

ありがとうございます。文化・スポーツ課長お願いします。

大友文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課からは特にございません。

武田委員長

部長、議会については特にありませんか。

小野寺部長

先ほど教育長より報告申し上げたとおりです。

武田委員長

教育長、課長、部長から今お話しがありましたのですが、行事予定について各委員よりありましたらお願いしたいと思います。

武田委員長

特にないですか。中総体の件ですが、角田の陸上競技場とかグリーンピアとなりますと遠

いので出かけるのは大変かなと思います。将来はどのような形に変えていけるのでしょうか。

瀧澤教育長

陸上につきましては、これまでナスパで行っていたわけですが、ナスパが使用出来なくなりましたので、それでその後、震災の後、仙台大学のグラウンド、トラックをお借りして行なっていたのですが、仙台大学も仙台大学陸上部が、大学の陸上の大会と近いという事でなかなか難しいということもあります。

公認のトラックというとなかなか限られておまして、仙台に行くか角田に行くかということで、今は角田になっています。現在名取で公認のトラックを整備するという計画はありませんが、将来的にできればそこを使ってとなるのですけれど、当面市外の施設ということでやむを得ないかと思っております。

プールにつきましては、昨年度まで増田中学校のプールで開催していたのですが、天候によって去年あたりは寒くて火を焚いたりしながら大会を行なったりということもあります。岩沼グリーンピアのプールですと屋内ですので、岩沼市と連絡を取り合って本年度からそちらにということになっております。これにつきましても、市内で水泳施設があれば良いのですが、岩沼市での開催は、今年が1年目ですので、本年度開催した後、反省点があれば、それを踏まえて来年度どうするか中体連の方で検討することになるかと思っております。

武田委員長

ありがとうございます。その他委員から何がございませんか

全委員

特にございませんか。

武田委員長

日程第3(2)行事予定について原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

行事予定についても承認としたいと思います。ありがとうございました。

それでは先に進みまして、日程第4専決事務報告に入りたいと思います。(1)「名取市私立幼稚園特別支援教育教育費補助金交付要綱の制定について」教育長より説明をお願いします。

瀧澤教育長

それでは専決事務報告(1)「名取市私立幼稚園特別支援教育教育費補助金交付要綱の制定について」資料は6ページから8ページになります。本件については平成28年4月1日付で施行する必要があることから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき3月31日付で専決処分により制定しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

詳しい内容につきましては学校教育課より説明いたしますけれども、これは公立幼稚園の

廃止に伴い、これまで公立幼稚園で受け入れていた障害のある幼児の受け入れ先の確保が必要になってくることから、私立幼稚園の障害児の受け入れにあたり負担を軽減させるべく、新しい補助制度を創設したという内容になっております。

以上となりますが、詳細につきましては学校教育課から説明をいたします。

武田委員長

それでは学校教育課長お願いいたします。

及川理事兼学校教育課長

教育長よりの説明にもありましたように、これまで市立幼稚園で受け入れていた障害のある幼児について、市内私立幼稚園での受け入れの促進と保護者の経済的な負担軽減を図るために、補助金を交付するとしたものです。

在園する名取市の障害児1人あたりの県からの補助金の半額392,000円を補助し、障害児とは認められないまでも、特別な教育的配慮を要する幼児に対する補助金として、在園する名取市の幼児数1人あたり3,000円を補助するものです。

以上です。

武田委員長

3,000円とは7ページの第5条の(1)番のことですね。

及川理事兼学校教育課長

はい。

武田委員長

第5条の第1号にあたりますね。

瀧澤教育長

実際、幼稚園でいろいろ聞き取りなどをすると、困っている事の一つは、診断を受けている障害のある幼児の場合、県から補助が出るのですけれども、とてもそれで幼稚園の先生を雇うだけの補助が出ていないということでそれについての補助と、もう一つは診断を受けてはいないけれども、発達障害等でどうしても指導に手の掛かる幼児が、かなりの数幼稚園に在園しているということで、この第5条の第1号はそういう診断を受けていない発達障害等の子ども達の保育・指導の為に必要な先生を雇う事ができるような補助を行います。第2号は、はっきり診断を受けている幼児について県の補助にプラスアルファをして補助をする。ということで実際は各幼稚園で複数の先生をそのために雇用しているという実情はあるようです。

武田委員長

ありがとうございました。

各委員からお聞きしたいことがありますか。

相原委員長職務代行委員

よろしいでしょうか。

武田委員長

相原委員お願いします。

相原委員長職務代行委員

第2条第2項のこの公的機関等の判定所というのは児童相談所あたりの事をいっているのですか。

瀧澤教育長

これは子ども総合センターのクリニックの診断書とか、あとは一般の医療機関の診断書。そういう公的な機関できちんと検査を受けて、自閉症であるとかそういう診断なり判断をいただいているケース、その場合だと県の方で補助が出る。ただ、先程申し上げたように、それだけでは先生1人を雇うには十分ではない。その金額が1人について784,000円が県の方から補助が出ます。

武田委員長

市の方としてそういう形で支援をしている、していくということですね。佐々木委員、芳賀委員、よろしいですね。

よろしければ、承認としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

武田委員長

なければ、承認としたいと思います。この件について何かこのような事を行なっていると、このような事がありましたよ、とか、障害児に対しこのような事を行なっていますなど、もしあれば教えていただけますか。特に教育委員会として幼稚園の方に見に行くとか、何かしていないですか。障害児のお子さんがどういうふうになっているのか。

瀧澤教育長

この制度をつくるにあたっては実際に幼稚園を訪問し、いろいろ実情を伺っておりますが、当初この制度をつくる時に補助を行う以上、どういう実情なのか確認をしたりという事も考えましたが、今回は、もちろん教育委員会が私立幼稚園に顔を出さないということではありませんが、この補助制度を行うために教育委員会の方で見に行き確認するという事は、ここには盛り込んではいません。やはり見に行くなど、私立幼稚園との色々な交流などを行うことは、公立幼稚園が無くなる事もあり、必要なことではあると思っております。

武田委員長

はい。ありがとうございました。この件に関して、その他何かございませんか。

全委員

特になし。



武田委員長

なければ承認することにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

武田委員長

なければ承認としたいと思います。

それでは(2)番「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」をお願いしたいと思います。

瀧澤教育長

それでは次に専決事務報告(2)「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、資料は9ページとそれから右上に専決事務報告(2)資料とあります新旧対照表になります。

この件については平成28年4月1日付で施行する必要性がありましたことから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分により制定しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

詳しい内容につきましては庶務課から説明をいたしますけれども、これは行政不服審査法が抜本的に改正され平成28年4月1日から施行されることに伴い、当該規則について一部改正を行なう必要があることから改正したものであります。以上ですけれども詳細については庶務課から説明をいたします。

武田委員長

庶務課長お願いいたします。

佐藤庶務課長

それでは庶務課から「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則」の制定につきまして補足のご説明を申し上げます。

まず、この規則の改正に至る背景といたしまして、行政不服審査法の改正についてご説明いたします。只今教育長からもありましたが、行政不服審査法につきましては、昭和37年に制定された同法律の全部についての改正が行われ、新しい行政不服審査法として、本年4月1日から施行されております。

この改正による改正前の法律では、行政庁、行政庁は地方公共団体におきましては、地方公共団体の長、委員会、委員を指すものでありますので、ここでは教育委員会を指しますが、その行政庁の処分などに当たる行為に関します不服申立ての制度として「審査請求又は異議申立て」の2種類が規律されておりました。今般の改正に伴いまして、この不服申立ての種類について「異議申立て」が廃止され「審査請求」に一元化されているものであります。

加えまして、この法律の改正に伴い、国では「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を制定し、各法律に定められている「不服申立て」の文言を廃止し、「審査請求」に一本化し改正しているところであります。

それでは、お手元の別冊になっております資料の専決事務報告(2)の資料をご覧いただきます。議題となっております規則改正の新旧対照表でご説明いたします。

只今ご説明いたしました行政不服審査法の改正を受けまして、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第15号、及び第3条第1項第5号に規定しております「不服申立て」につきましては、行政不服審査法を根拠法としておりますことから、この文言を「審査請求」に改正し、不服申立てに対します「処分」の文言につきましても、審査請求に対し「裁決しなければならない」との法の規定を受けまして、「裁決」に改正しようとするものであります。行政不服審査法の改正に伴います関係は以上であります。

次に、同規則第2条第1項第16号、第3条第1項第3号及び第5号中の「公文書の開示等」の文言を「行政文書の開示決定等」に改めようとする関係であります。が、「名取市個人情報保護条例」並びに「名取市情報公開条例」では、開示の請求ができる文書類を「行政文書」と、開示請求に対する開示、又は開示しないなどの決定につきまして「開示決定等」と規定されていることを受けまして、表現を整合するよう整理し改正しようとするものであります。

最後に、第3条第1項第5号中の「第13号」を「第15号」に改めようとする関係であります。が、この改正につきましては大変申し訳ございません。指し示している号が誤っておりまして、「第13号」ではなく、「第15号」が正しい状態でありますので、今般改正をお願いするものであります。

専決事務報告(2)の「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定」についての補足説明は以上でございます。

武田委員長

要するに、法の改正に伴う文面の整備を行ったということですね。各委員ご質疑等ありませんか。

全委員

特になし。

武田委員長

なければ承認ということによろしいでしょうか。

全委員

はい。

武田委員長

それでは承認とします。次に進みます。

(3)「名取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」議題としたいと思います。では説明をお願いいたします。

瀧澤教育長

専決事務報告(3)「名取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」の制定についてですが、資料は10ページそれから先ほどの資料を1枚めくっていただきまして、右上に専決事務報告(3)資料とあります新旧対照表になります。

本件につきましても平成28年4月1日付で施行する必要があることから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分によ

り制定しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

詳しい内容につきましては庶務課から説明いたしますけれども、これも先ほどの規則の一部改正と同様に、行政不服審査違法が改正されたことに伴うもので、当該規定の一部を改正したものであります。詳細につきましては庶務課から説明いたします。

武田委員長

課長お願いいたします。

佐藤庶務課長

それでは「名取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定」につきまして補足のご説明を申し上げます。

では、お手元の別冊になっております資料の2ページ目と3ページ目をご覧ください。専決事務報告(3)資料であります。この訓令により改正を行おうとする訓令の新旧対照表でございますが、この新旧対照表によりご説明いたします。

ご覧いただいている表は、教育委員会事務決裁規程第2条の規定に基づきまして「副市長」「教育長」「教育部長」及び教育部内の「各課長」が専決いわゆる決裁できる区分を定めているものであります。

只今、議題となっております訓令の一部改正に関係いたします部分は、この表の一番下の「情報公開制度及び個人情報保護制度に伴う文書」に関する項になります。

それでは、改正案の中身についてご説明いたします。

まず、3ページ目の現行(旧)の表の専決事項の欄に定める「公文書」の文言を「行政文書」に改め、また教育長と部長の欄に定める「開示等」の文言を「開示決定等」に改めようとする関係ですが、先ほどの事務委任規則の一部改正と同様の理由で、市の情報公開条例、個人情報保護条例の規定と表現が整合するよう整理し、改正しようとするものであります。

次に、教育長の欄に定める「不服申立て」と「処分」の文言を「審査請求」と「裁決」に各々改めようとする関係につきましても、先ほどの事務委任規則の一部改正と同様の理由により改正しようとするものであります。

最後に、課長の欄に定めのある「開示等に係る不服申立ての受理」につきましては、行政文書の開示決定等に係る審査請求に対する裁決は、教育長の専決事項となっておりますことから、この審査請求の受理につきましても、教育部内の各課長において受理を専決できないとの解釈から、今般課長の専決事項から除外する改正を行おうとするものであります。

専決事務報告(3)の「名取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定」についての補足説明は以上でございます。

武田委員長

先ほどの決裁事務同様に文言の整理をしたということですね。特に異論はないと思いますので承認したいと思いますがよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

よろしいでしょうか。日程第4の専決事務報告については以上でございます。それでは承

認としたいと思います。

続きまして、日程第 5 議事に入りたいと思います。議案第 13 号「和解について」に対する意見について議題に入りたいと思います。

教育長より説明をお願いいたします。

#### 瀧澤教育長

それでは議案第 13 号ですけれども、資料は 11 ページから 14 ページになります。この議案は「相互台公民館だより」に掲載したイラストレーションについて、資料許諾を得ないまま使用したことについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき和解するものであり、地方教育行政の組織の運営に関する法律、第 29 条の規定により市長から意見を求められておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

内容については教育部長より説明をいたします。

#### 武田委員長

部長よろしくをお願いいたします。

#### 小野寺教育部長

議案書は 13 ページになります。相互台公民館だよりに掲載したイラストレーションの使用に関し、イラストレーション管理会社と和解条項案について合意に達したことから、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会決議に付するものであります。

今回の和解に至る経緯と経過についてご説明いたします。平成 28 年 2 月 19 日付の文書で、株式会社アートバンクから市の教育委員会に対し、商品管理しているイラストレーション 3 点が相互台公民館だよりに掲載されているが、名取市への貸出記録が確認できないため、イラストレーションの入手経路や使用開始時期、発行部数等について回答を求める問い合わせがありました。

市が調査した結果、指摘のありましたイラストレーション 3 点は、インターネットからダウンロードして入手し、株式会社アートバンクから使用の許諾を得ないまま使用したもので、相互台公民館だよりに掲載し、印刷物として配布したほか、PDF データで名取市ホームページに掲載していたことがわかりました。掲載した相互台公民館だよりは、254 号(平成 26 年 7 月 1 日号)・256 号(9 月 1 日号)・257 号(10 月 1 日号)・258 号(11 月 1 日号)・260 号(平成 27 年 1 月 1 日号)・262 号(3 月 1 日号)・263 号(4 月 1 日号)であります。

本件については、相互台公民館だより作成者に有料であるとの認識がないまま無断使用となったものであります。使用を確認したイラスト商品 3 点について、株式会社アートバンクの著作権使用価格表に基づく使用料相当額を解決金として支払うことによる和解で解決を図りたいと判断をし、協議を進めてまいりました。解決金の協議を行った後、市から和解条項の素案を提示し、今回、和解条項案の合意に至ったため、議案を提出するものであります。

和解条項案の内容につきましては、市は解決金として 1,031,400 円を支払うこと、金員を決められた期日で支払うこと、市と株式会社アートバンクの間に、本件に関しこのほか何らの債権債務がないことを相互に確認するものとなっております。

以上で、議案第 13 号「和解について」に対する意見についてについての補足説明を終わります。

武田委員長

はい。著作物の無断ダウンロード、無断使用という形になったわけですね。各委員はいかがでしょうか。

相原委員長職務代行委員

はい。

武田委員長

相原委員をお願いします。

相原委員

うっかりという事があるでしょうけど、再発防止のための対策としてどの様なことを考えているのでしょうか。

武田委員長

生涯学習課長をお願いします。

佐竹教育部次長兼生涯学習課長

まず今回の件に関しましては、十分関係者一同研修を重ねておりました、十分に注意をするようにと指導しておりました。ただ一部の今回担当者等につきましては、インターネットの中で使えないものに関してはサンプルでありますとか、網掛けをしているというような間違った認識があり、それ以外は大丈夫というような認識をもった次第でございます。

それが大きな間違いで今回の使用の部分に達したという形になりましたので、各関係の職員等につきましては、再度十二分確認を、版元まで確認を怠る事がないようにという指導をいたしました。けれども、それでは心もとないということもありまして、インターネットからのダウンロードは一切行わないという事で決定をしております。

その代わり、財政当局と相談いたしまして各公民館にイラスト集、これは市販されているイラスト集を購入し、各公民館に配付をいたしまして、そこからイラスト等については使用するよう指導をいたしております。

今回はイラストでございましたが、イラストに限らず文面等についても、著作権の適用でございますのでその辺につきましては、再度十二分な注意を払うよう指導を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

武田委員長

只今ご説明をいただきましたが、今回は教育委員会、公民館でしたが市役所内などでこのような事例はかつてあったのでしょうか。

部長その辺ご存知ですか。

小野寺教育部長

今までのところこういった事例はありません。

武田委員長

わかりました。こういった資料やイラストを使う可能性があるのは公民館だけでなく、小中学校等でも教職員がインターネットサイトからダウンロードして使う可能性があるかと思しますので、この辺は何かの機会に校長先生や教頭先生、職員にご指導していただければ同じような間違いはないと思います。いかがでしょうか。

及川理事兼学校教育課長

市の校長会でインターネットからイラスト等をダウンロードする際は、著作権が有しているものもあるという事をお話ししまして、使用には十分気を付ける様にとということでお話しをさせていただきます。

武田委員長

ありがとうございました。先ほどの教育総合会議の時にもこのようなネットの使い方は、子どものうちから教えなければだめだよという話がありましたのですが、私達自身も他山の石ではないのですが、十分気をつけて行く必要があるかなと認識しましたので、よろしく今後ともご指導していただければと思います。

この件についてその他何かございますか。

全委員

特になし。

武田委員長

なければ、承認としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

なければ承認としたいと思います。

それでは、第 14 号「平成 28 年度名取市一般会計補正予算(第 3 号)」に対する意見に対して議題にしたいと思います。

教育長お願いいたします。

瀧澤教育長

議案第 14 号ですけれども、資料では 15 ページから 19 ページになります。本案については 6 月 9 日から開催される定例議会に提案予定の教育費の補正予算案について、地方教育行政組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められておりますので、ご審議をいただきたいと思います。補正予算案の内容につきましては部長から説明をいたします。

武田委員長

ではお願いします。

小野寺教育部長

6 月教育費関係の補正予算につきまして資料 17 ページから 19 ページ事項別明細書により

説明をいたします。

歳入の部 17 ページになります。15 款 3 項 2 目教育費県委託金ですが、2 節社会教育費において宮城県が国の「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」の補助を受け、「宮城県協働教育プラットホーム事業」として事業実施を市に委託するもので、国・県からの確定通知を待って、県からの委託金を補正するものであります。

次に 20 款 4 項 5 目の諸収入教育費収入ですが、1 節の遺跡調査受託事業費において、上余田で計画されている、土地区画整理事業地内の埋蔵文化財調査につきまして、上余田土地区画整備事業世話人会からの依頼を受けて、名取市が受託事業として実施するもので、その受託費を補正するものです。

次に歳出の部 18 ページになります。10 款 3 項 2 目中学校費の教育振興費ですが、外国語指導助手 2 名が任用期間を満了し帰国することとなったため、帰国にかかる旅費と新たに 2 名を招へいすることによる渡航費用負担金及びオリエンテーション参加にかかる旅費を補正するものです。

10 款 5 項 2 目公民館費ですが、議案第 13 号「和解についてに対する意見について」でご説明申し上げましたとおり、相互台公民館だよりに許諾なく使用したイラストレーション 3 点について、イラストレーション使用に係る解決金を補正するものです。

10 款 5 項 3 目社会教育振興費ですが、歳入でご説明いたしましたが、宮城県から受託した「協働教育プラットホーム事業」として、家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる仕組みづくりを行い、地域の教育力の向上や活性化を図り、地域全体で子どもを育てる環境づくりを図る事業を実施するものです。報償費において青少年関係研修会として、インリーダー・子ども会育成者合同研修会講師謝礼等を、家庭教育関係研修会として子育てサロン、子育てサポーター養成講座、新入学家庭教育講座等の講師謝礼を、その他事業に係る事務費としまして需用費消耗品、印刷製本費、役務費郵送料を補正するものです。

10 款 5 項 8 目遺跡調査受託事業費ですが、歳入でご説明しましたが、上余田土地区画整備事業世話人会からの依頼を受けて名取市が受託事業として実施するもので、平成 27 年度に対象地区で実施した遺構確認調査の結果に基づき、記録保存のための発掘調査が必要となった 2,980 ㎡の発掘調査を行うものです。発掘調査作業員等の賃金・社会保険料、郵送料などのほか、測量委託料、発掘調査用の重機・仮設プレハブ等の借上げ料を補正するものです。

歳出の部 19 ページになりますが、10 款 6 項 2 目体育振興費ですが、被災した閑上小学校の解体に伴い、代替施設として閑上 7 丁目に整備した閑上小学校仮設グラウンドの利用者の利便性の向上を図るため、水道設備工事費と水道加入金を補正するものです。

以上、教育費の歳出予算補正額の合計は 18,427 千円となりました次第でございます。以上で補足説明を終わります。

武田委員長

一般会計補正予算案について、今詳しく説明がありました。先ほど話が出た公民館の補償、補填及び賠償金についても予算をおさえておりましたね。今度の議会にこれは提出するのですか。

小野寺教育部長

はい。

武田委員長

各委員からお願いしたいと思います。

全委員

特になし。

武田委員長

なければ承認としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

なければ承認としたいと思います。

それでは次に、議案第15号「名取市図書館協議会委員の人事について」それから第16号の「名取市社会教育委員の人事について」、次のページにまいりまして議案17号「名取市立幼稚園、小・中学校学校評議員の人事について」、議案18号「名取市学校給食運営審議会委員の人事について」、議案19号「名取市心身障害児就学指導委員会委員の人事について」それぞれ人事案件ですので、名取市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき、秘密会議にしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議なしと認め、これより秘密会議といたします。

(秘密会議) ※別紙別途作成

武田委員長

では本日の会議は以上であります。

以上で、本日の会議を終了いたします。

午後4時10分

以上会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

平成28年6月24日

署名委員

署名委員